

平成31年度 非常災害時の対応について [保存版]

- よく分かるところに掲示し、緊急のときに備えてください。
- このお願いは、来年度新たに配布されるまで保管してください。
- ★の部分については、特にご確認をお願いします。
- 「引き渡し確認カード」に変更がある場合には、担任までお知らせください。

1 暴風警報・暴風雪警報が名古屋市に発令された場合

- ① 午前6時までに解除されたとき ----- 平常授業を行います。
 - ② 午前6時までに解除されないとき ----- 午前中の授業を中止します。
 - ③ 午前6時から11時までに解除されたとき ----- 午後の授業を行います。
 - ※ 5時限目以降に授業のある学年のみです。5時限目に間に合う時間を目安とし、分団班を基本に登校し、一人だけでの登校は避けてください。
- <各コースの集合時間> ※給食はありませんので、昼食を済ませて登校させてください。

赤	黄	青	緑
13:15		13:10	13:00

- ④ 午前11時を過ぎても解除されないとき ----- 当日の授業を中止します。
- ⑤ 登校する途中で発令されたときは、そのまま登校させてください。
- ※ 分団集合時に発令され、分団班の保護者の方と学校の連絡確認が取れた場合は、分団集合場所から自宅へ戻ります。連絡確認が取れない場合や出発してしまっただけの場合は、「引き渡し確認カード」に書いてある方で、お迎えをお願いします。保護者等のお迎えがあるまでは、児童は学校で待機させます。
- ⑥ 在校中に発令されたとき ----- 授業を中止します。

★ア [下校について]
「引き渡し確認カード」に書いてある方で、お迎えをお願いします。
※ 保護者等のお迎えがあるまで、児童は学校で待機させます。

- イ [給食について]
- ・ 気象状況や暴風警報発令時刻により、給食を食べて下校する場合があります。
 - ※ 食を食わずに下校する場合があります。
 - ※ 暴風警報が発令された時点でトワイライトスクール、学童保育はその日の活動が中止となります。
 - ※ 下校時刻については、携帯メールでお知らせします。

★2 避難勧告・避難指示及び特別警報が発令された場合

- ※ 避難勧告・避難指示は「守山中ブロック内（守山小学区・西城小学区・甘軒家小学区）」に発令された時
- ※ 特別警報は「名古屋市」に発令された時
- ※ 特別警報には、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報があります。

- ① 午前6時までに解除されたとき ----- 平常授業を行います。
- ② 午前6時までに解除されないとき ----- 午前中の授業を中止します。
- ③ 午前6時から11時までに解除されたとき ----- 午後の授業を行います。
- ※ 5時限目以降に授業のある学年のみです。5時限目に間に合う時間を目安とし、分団班を基本に登校し、一人だけでの登校は避けてください。各コースの集合時間は、暴風警報の場合と同じです。
- ④ 午前11時を過ぎても解除されないとき ----- 当日の授業を中止します。
- ⑤ 登校する途中で発令されたときは、そのまま登校させてください。
- ※ 分団集合時に発令され、分団班の保護者の方と学校の連絡確認が取れた場合は、分団集合場所から自宅へ戻ります。連絡確認が取れない場合や出発してしまっただけの場合は、「引き渡し確認カード」に書いてある方で、お迎えをお願いします。保護者等のお迎えがあるまでは、児童は学校で待機させます。
- ⑥ 在校中に発令されたときは、授業を中止します。原則学校に待機させます。
- ※ 状況に応じて、引き取りをお願いすることがあります。

3 大雨警報、洪水警報、大雪警報等の警報が名古屋市に発令された場合 および雨で危険が伴う恐れがある場合

- ★① 大雨警報や洪水警報が発令され、地域の状況によって登校に危険が伴う場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。
- ★② 大雨警報や洪水警報が発令されていなくても、登校時に激しい雨が降っていて登校に危険が伴う場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。
- ★③ 大雨警報や洪水警報が発令されていなくても、登校に危険を伴わない場合は、学校から連絡のない限り、平常通り分団登校させてください。
 - ※ 登校を見合わせた場合は、各学級の出欠状況を把握した後、学校から確認の電話をします。天候の回復後、保護者の判断で登校させてください。
 - ※ 警報発令や激しい雨により、保護者が登校に危険が伴うと判断して、登校を見合わせた場合は、遅刻や欠席になりません。

★4 在校中に、本地域に震度5弱以上の地震が発生した場合

- 在校中に、本地域に震度5弱以上の地震が発生したときは、授業を中止します。「引き渡し確認カード」に書いてある方で、お迎えをお願いします。保護者等のお迎えがあるまで、児童は学校で待機させます。
- ※ メール配信及び電話連絡が困難となることが予想されます。よって、本地域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則、連絡がなくても、学校に児童を引き取りに来てください。
 - ※ 学校の再開については、その時の状況に応じて連絡します。

5 市域（名古屋市内）で、震度5強以上の地震が発生した場合

- ① 在宅中に発表されたとき ----- 学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。
 - ② 在校中に発表されたとき ----- 授業をはじめとする教育活動を打ち切りますので、引き渡し確認カードに書いてある方で、お迎えをお願いします。
 - ③ 登下校中に発表されたとき ----- 原則として、そのまま登校させ、その後、②の措置をとります。
- ※ 名古屋市内のどこで発生しても、上記の措置をとります。

6 南海トラフ地震に関連する情報が発令された場合

- ① 在宅中・登校中に発表されたとき ----- 特に学校から連絡がない限り平常授業を行います。
- ② 在校中に発表されたとき ----- 平常授業を行います。状況に応じて引き取りをお願いすることがあります。その場合は、下校時刻等をメールでお知らせします。
- ③ 下校中に発表されたとき ----- そのまま下校し、その後は①に準じます。

7 緊急の場合の連絡方法について

緊急時の状況や保護者へのお願いについては、携帯メールを利用して連絡を行います。ご家庭からの緊急連絡は、電話でお願いします。

※ 携帯メールの登録（きずなネット学校連絡網）

右のQRコードを読み込むか、携帯から m.pzye.ngy@cep.jpへ空メールを送って送信されたメール内のアドレスにアクセスし、画面に従って登録してください。



8 その他、休校措置の対応について

教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日・土日祝を問わず、前日12時までに教育委員会より携帯メール（きずなネット学校連絡網）と「教育委員会ホームページ」で休校をお知らせします。

<ホームページタイトル>

「名古屋市立幼稚園、小・中・特別支援学校・高等学校の臨時休校に関するお知らせ」

ホームページアドレス <http://www.edu.nagoya-c.ed.jp/>

なお、携帯メールがうまく機能しないときは、お知らせを門に掲示します。